事業用資産の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

　　　　　　新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税及び都市計画税が軽減されます。

対象年度：　令和３年度分

対 象 者：　中小事業者等（法人・個人）であること

軽減割合：　令和２年２月～１０月までの任意の連続する３ヶ月間の事業収入が

前年同期間と比べて

|  |  |
| --- | --- |
| ３０％以上５０％未満減少の場合 | １／２ |
| ５０％以上減少の場合 | 全額 |

軽減対象：　償却資産・事業用家屋（※１）

申告時期：　令和３年１月４日（月）　から　令和３年１月末　まで

　　　　　　　償却資産を所有している方は償却資産申告書と併せて、提出してください。

提出書類：　・特例申告書(※２)

　　　　　　　(裏面：認定経営革新等支援機関等(※３)が確認した証明があるもの)

　　　　　 ・収入減を証する書類（会計帳簿、青色申告決算書の写しなど）

　　　　　　 ・特例対象資産―覧(事業用家屋がある場合)

(※１)　事業用家屋は、事務所、店舗、工場等を指しますが、居宅の一部を事業用として使用している場合は、その事業専用割合に応じて適用となります。青色申告書等で事業専用割合が記載されている場合等。ただし、居宅として住宅用地の特例措置により土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額が軽減されている場合は、事業専用割合によっては、税額が変更となる場合があります。

(※２)　特例申告書様式は、備前市ホームページに掲載しています。

(※３)　認定経営革新等支援機関等とは中小企業等経営強化法の認定を受けた機関で、その他認定を受けていない税理

士、農業協同組合、漁業協同組合、生活衛生同業組合なども含まれます(認定経営革新等支援機関―覧については

中小企業庁ホームページで確認することができます｡)

お問い合わせ先

〒７０５－８６０２

備前市東片上１２６番地

備前市役所総務部税務課資産税係

TEL：（０８６９）６４－１８１６